様式第２号

会　　議　　録

会議の名称	令和７年度第１回豊中市こども審議会		
開催日時	令和７年（2025 年）７月 10 日（木）　　13 時 30 分　～　14 時 30 分		
開催場所	豊中市役所第一庁舎２階 大会議室	公開の可否	可
事務局	こども未来部　こども政策課	傍聴者数	１名
公開しなかった理由			
出席者 委員	小野委員（会長）、中橋委員（副会長）、植村委員、太田委員、岡本委員、鬼塚委員、河本委員、酒元委員、佐々木委員、柴田委員、白砂委員、高畠委員、土井委員、伴野委員		
出席者 事務局	＜こども未来部＞ 厚東こども未来部長、森こども家庭支援監、山内次長兼こども政策課長、濵政はぐくみセンター長兼こども安心課長、太田児童相談所長 こども政策課：中村課長補佐、豊山副主幹、宮平事務職員、寺田事務職員 こども事業課：出口課長、稲生主幹 子育て給付課：坂本課長 おやこ保健課：井上課長 こども支援課：後藤課長 こども育成課：南課長 一時保護課：河本課長		
議題	【案件】 １．会長・副会長の選出について ２．審議の進め方について （１） こども審議会の公開について （２） こども審議会の役割について （３） 専門部会について （４） 今年度の取組みについて ３．その他報告案件 （１） 豊中市教育保育環境ガイドラインの改訂版について（義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会報告） （２） 豊中市児童相談所の開設について ４．事務連絡		
審議等の概要（主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和７年度第１回豊中市こども審議会（会議概要）

日　時：令和７年（2025 年）７月 10 日（木）　13：30～14：30
場　所：豊中市役所第一庁舎２階 大会議室
出席者：小野委員（会長）、中橋委員（副会長）、植村委員、太田委員、岡本委員、鬼塚委員、河本委員、酒元委員、佐々木委員、柴田委員、白砂委員、高畠委員、土井委員、伴野委員
欠席者：安家委員、伊藤委員、浦委員、大住委員、坂田委員、三石委員

○事務局
　ただ今から、令和７年度第１回豊中市こども審議会を開催します。
委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
当審議会は豊中市子ども健やか育み条例第 10 条に基づくものです。また、当審議会は、豊中市情報公開条例に基づき、原則公開で進めさせていただきますので、ご了承願います。
　なお、本日１人の傍聴者がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

＜資料確認＞

　本日は委員定数 20 名中、14 名の出席をいただいており、豊中市こども審議会規則第４条第 2 項の規定による過半数を満たしていますので、会議が有効に成立していることを報告いたします。
　それでは開会にあたりまして、こども未来部長の厚東からご挨拶を申し上げます。

○厚東こども未来部長（以下、厚東部長）
＜厚東部長挨拶＞

○事務局
　こども審議会規則におきまして、会長が決定されるまでの間は、議事進行は市長が務めることとなっておりますが、本日は市長の代理として、こども未来部長の厚東が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○厚東部長
　資料１．こども審議会委員名簿をご覧ください。本日は委員改選後初めての会議となりますので、ご出席いただいている委員の皆さまに自己紹介いただければと思います。

＜委員自己紹介、出欠委員の紹介＞

　案件１、会長の選出についてお諮りします。
当審議会規則第３条第２項におきまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めると規定されていますが、ご意見等がありましたらお願いします。

○委員
　前回も会長をされておられる、小野委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○厚東部長
　ただいま委員から、小野委員にお願いしてはどうかというご意見がございました。いかがでしょうか。

＜異議なしの声＞

○厚東部長
それでは、小野委員に会長を務めていただきたいと思います。

＜厚東部長退席＞

○会長
＜会長挨拶＞
　それでは、会長として議事を進めさせていただきたいと思います。まず副会長の選任について、会長の選任と同様に、本審議会規則第 3 条第 2 項におきまして、会長及び副会長は委員の互選によって定めるとなっております。
　私からは、前回も副会長をしていただきました、中橋委員にお願いできればと思っております。皆様いかがでしょうか。

＜異議なしの声＞

　ありがとうございます。異議なしということで、中橋委員にお願いしたいと思います。

○副会長
＜副会長挨拶＞

○会長
　それでは案件 2、こども審議会について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局
＜案件 2　審議の進め方について　説明＞

○会長
　事務局から提案がありましたのは、義務教育就学前の保育教育のあり方検討部会の組織について、及び会議録についての 2 点となります。
　まずは部会について、会長が指名する委員等で組織するとありますので、指名をさせていただきたいと思います。
　まず学識経験者からは、教育保育に精通されている中橋委員、18 歳未満のお子さんがいる保護者からは、市民委員の岡本委員と柴田委員にお願いしたいと思います。また、子育ち・子育て支援に関する事業に従事する方からは、就学前保育・教育施設の代表でいらっしゃいます、安家委員、三石委員の 2 名、市民団体からは、障害児支援に精通されている鬼塚委員にお願いしたいと思います。また、部会長は部会に属する委員等のうちから会長が指名するとありますので、前回部会長の中橋委員にお願いいたします。

次に、会議録については、先ほど事務局よりご説明がありましたように、発言された委員名を除き、会議録を作成するということでしたが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

○会長
それでは案件 3、その他報告案件について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局
＜案件 3　その他報告案件　説明＞

○会長
ご説明いただきました、豊中市教育保育環境ガイドライン改訂版についてと、豊中市児童相談所の開設について、まとめてご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

○委員
児童相談所の開設について、今年度、既に 387 件の相談があったという報告がありましたが、昨年度と比較すると捕捉できている件数は増えているのでしょうか。大阪府から豊中市に移管されてどのように変わったのかを教えてください。

○会長
今年度の一時保護件数が現時点で 24 件ということですが、そのうち家庭に帰らず里親や児童養護施設に行かれたお子さんはどの程度いるのか教えてください。

○事務局
現時点で、箕面子ども家庭センターにおける昨年度の虐待相談対応件数が発表されていないため、具体的な数値の比較はできませんが、通告窓口を一元化し、これまでこども安心課が受けていた分も含めて児童相談所が受けているため、かなりの件数を受けておりますが、はぐくみセンターと連携を密に対応しております。
また、一時保護後に乳児院や児童養護施設などへ入ったお子さんは数名います。

○委員
豊中市教育保育環境ガイドラインについてお聞きします。
ガイドラインの対象となるのは、認可保育施設、こども園、幼稚園施設で、それ以外は対象とならないのでしょうか。認可外施設は対象とならないのかお聞きしたいです。

○委員
改訂版ガイドラインの現場への配布状況を教えてください。また、園での使用率についても分かれば教えていただきたいです。

○事務局
当ガイドラインは、認可外保育施設も含め、全ての就学前施設を対象としています。ガイドラインを使用した研修についても、全ての就学前施設に参加いただけるよう取り組

んでいます。現在、内容に一部追記が必要な箇所があるため、それを修正後に配布できるよう準備を進めているところです。

園での使用率について、すぐに数値としては出せませんが、公立園では全園で使用しています。認可外を含めた民間園では、まだまだ周知しきれていないと考えているので、改定版の発行にあたって、周知と使用方法も含めた研修等を実施してまいりたいと考えています。

○委員

研修を認可外施設も対象とされているのはすごく良いと思いました。現在、どれくらいの施設の方が研修に来られているのか、また、どの程度の参加者数をめざしているのでしょうか。

○事務局

6月24日に実施した研修については、公立園からも含めて143人の出席をいただきました。研修では講義だけでなく、改定版ガイドラインの資料を使ったワークも実施しました。

また、当ガイドラインを使用した公開保育を年度内に3回実施する予定です。

就学前施設全園が、当ガイドラインを活用し、より良い保育環境をめざしていけるよう、1園でも多く参加していただくため周知しているところです。

○会長

他にご意見等ございませんでしょうか。

○委員

豊中市には、ひとり親の保護者がこどもを預けたくても、入所申込に落ちてしまい、働きたくても働けないという現実があります。入所申込に当たって、両親が居てそれぞれが仕事をしている世帯と比べて点数加算が低く競争になりません。内定が貰えれば加算があるということですが、こどもがいると就活も難しいです。誰も頼る人がいないひとり親には、豊中市はとても冷たいなと思いました。

ひとり親がしっかり、仕事と子育てを両立できるようなフォローがあればいいと思います。

○事務局

豊中市の場合、ひとり親家庭で18歳以上、65歳未満の同居親族がいない場合には120点の加算があります。自治体によって、点数のつけ方は異なるものの、国からも保育を優先する対象として、ひとり親家庭が示されているので、豊中市もそれに基づき加算点数をつけています。

一方で、加算を行う前の基礎の点数については、就労時間等によって決まるため、お仕事をされていない場合は、ひとり親家庭かどうかに関わらず点数は低くなります。入所に当たって保育事由が必要であることは、ひとり親家庭、両親のいる家庭等で変わるものではないからです。

○事務局
〈事務連絡〉

―　閉会　―